

第 1 2 号議案

桶川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例

桶川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7
年桶川市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の号に対応する改正前の欄の号が存在しない
場合にあっては、当該改正後の欄の号を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正
後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p>
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市長その他の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長その他の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>3 市長その他の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者か</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市長その他の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長その他の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>3 市長その他の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情</p>

ら**当該特定個人情報**の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

令和6年2月21日提出

桶川市長 小野 克典

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。